

ないこととされている。

従って、償還請求のない場合、償還期限到来後一〇年で国に帰属することになるが、このことは券面に記載され、償還期限は供託書に記載されている。

過去、国債の償還請求について、時効消滅しているときとされた判決として、東京地判昭五五・三・二五（判時九七四—一〇二）等がある。

本件は、供託された場合であるが、自ら国債を保管する場合と同様である。債権の管理は、権利者自らが行うべきで、償還期限到来の告知がなかったという抗弁は通用しない。営業保証金の国債供託の償還をめぐる争われたのは、他に例を見ないが、本件判決がいうように、償還期限到来後一〇年を経過すれば、国に帰属する。よく気を付ける必要がある。

なお、本件判決は、消滅時効の援用が信義則に反しないとしたが、会計法三一条一項は時効の援用を要しないと規定している。したがって、本件は、消滅時効の援用の問題ではなく、消滅時効が完成したことをもってXの請求には理由がないとして棄却すべき事案であり、判決理由には疑問が残る。

（調査研究部長）

最近の判例から

(20)

書類送検に関する新聞記事と名誉毀損

（仙台高判 平一〇・六・二六 判時一六七二—七三） 小松 章剛

民事訴訟に関連して詐欺・業法違反の容疑で告訴、書類送検された業者が、新聞報道により名誉を毀損されたとして損害賠償を求めた事案において、同報道は容疑濃厚な印象を与えるところ、取材を尽しておらず、新聞社に不法行為責任があるとして、六〇万円の支払いを命じた事例（仙台高裁 平成一〇年六月二六日 判決 確定 判例時報一六七二号 七三頁）。

一 事案の概要

業者Xは、平成二年一〇月三〇日、Aに病院を売り渡し、手付金を受領したが、同契約は、Aの代金不払いにより、解除となった。しかし、Aは、平成五年二月Xを詐欺及び宅地建物取引業法違反の容疑で告訴し、Xは、書類送検された。

Y新聞社は、同年一〇月二〇日、本件病院

に多額の担保が設定されているのにこれを告知せず、三〇〇万円を騙取した疑いでXを書類送検したとの記事を、掲載した。

しかし、Xはその後重要事項不告知及び詐欺については嫌疑不十分で、手付貸与については起訴猶予で不起訴処分となり、また、Aの提訴した民事訴訟でも、平成八年五月勝訴した。

Xは、平成九年、Yに対し、損害賠償を求めた。

第一審（仙台地裁石巻支判平九・七・二二 判時一六七二—七七）は、①本件記事は匿名であるがほぼ特定でき、記載された被疑事実の内容が詳細、具体的に、背景事実を記載し、見出しにおいて「多額の担保のついた病院の売買話で」、「手付金三〇〇万円取る」と断定的に強調し、詐欺、業法違反の疑いが濃厚であるとの印象を与え、Xの社会的評価を低下

させ、Xの名譽を毀損させたが、②真実性の証明がなされておらず、真実を誤信したことに相当の理由がないとして、③Yに対し、六〇万円（慰謝料五〇万円、弁護士費用一〇万円）の支払いを命じた。  
Yが、控訴した。

## 二 判決の要旨

控訴審は、次のような判断を下した。

- (1) 本件記事は、一審判決説示のとおり、Xの名譽を毀損する。
- (2) 告訴事件の書類送検の報道については、不起訴になる事件も含まれているので、表現上慎重な配慮が要請される。本件記事の内容は、書類送検されたという事実にとどまらず、容疑事実が捜査機関の調べや取材等の調査によって裏付けられ、容疑が濃厚となっていることを強く印象付けるものであるから、真実性の証明の対象は、容疑が調べ等によって裏付けられて濃厚となっていることであるが、その証明がなされていない。
- (3) Yの取材は、所轄警察署から容疑が濃いと心証は得ておらず、また、関係者から全く事情を聞いておらず、真実と誤信したことに相当の理由があるとは認められない。

- (4) Xの損害額は、慰謝料五〇万円、弁護士費用一〇万円が相当である。
- (5) よって、Yの控訴は、理由がないから、棄却する。

## 三 まとめ

これまで、業者等が検挙、逮捕、書類送検されたとの新聞報道をめぐり、名譽毀損であるとして、争われたものがある。

山林売買詐欺共犯検挙の報道について、違法性はないとしたもの（岐阜地判昭五八・五一判時一〇九四―九六）、詐欺・業法違反で逮捕の報道について、違法性はないとしたもの（大阪高判平六・一一・一一判時一五二〇―九六）、悪徳司法書士逮捕の報道について、主観的価値判断を含み、名譽を毀損するとしたもの（仙台高判昭四七・三・二七判時六七八―五〇）、詐欺書類送検の報道について、詐欺犯人と断定した報道をしたとして、損害賠償を認めたもの（東京高判昭四六・九・二二判時六四六―四七）等である。

本件は、民事事件に関連して、Aが民事訴訟を有利に展開しようとして告訴したものであるが、Aの告訴は契約締結後三年を経過してなされたものであり、結局、Aは敗訴し、Xが勝訴したものである。ところが、Yの担

当記者はAから取材をし、警察に聞いたもの、Xに取材することなく、記事を掲載しようである。

Yが敗訴したのも、当然であろう。